

介護職員等によるたんの吸引等の実施について法的措置を講じる場合に考えられる主な論点（案）

- 対象とする範囲
 - ・ 実施可能であるたんの吸引・経管栄養の範囲
 - ・ 実施可能である介護職員等の範囲
 - ・ 実施可能である場所の範囲（介護施設、居宅、障害者施設、特別支援学校等）

- 医師・看護職員と介護職員等との連携体制の確保等の要件

- 研修の在り方

- 試行事業の在り方

※ 介護保険法・障害者自立支援法等における取扱いについては、当検討会での議論の方向性を踏まえつつ、それぞれの審議会等において議論すべき課題。